

令和7年第1回教育委員会定例会次第

開催日時 令和7年1月21日（火）午後1時30分から

開催場所 春日井市役所9階 教育委員会室

1 議 題

- (1) 議案に対する意見について
- (2) 春日井市教育委員会特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則について
- (3) 令和7年度儀式等の日程について
- (4) 令和7年度全国学力・学習状況調査の実施について
- (5) 令和7年度教職員定期人事異動について

2 報 告

- (1) 令和6年第5回市議会定例会について
- (2) 令和7年（第4回～第12回）教育委員会定例会の日程について
- (3) 「小学校・中学校の適正規模等の基本的な考え方（案）」について
- (4) 小中学校体育館への空調機設置について
- (5) 小中学校リニューアル工事の設計概要について
- (6) 小中学校リニューアル工事の実施について
- (7) 学校給食費の改定について
- (8) 下街道歴史ひろば（仮称）の基本設計について

議題1 議案に対する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を求めるもの。

議題2 春日井市教育委員会特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則について

地方公共団体情報システムの標準化に伴う住登外者宛名管理機能の実装及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、規定を整備するもの。

春日井市教育委員会特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正
する規則

第1条 春日井市教育委員会特定個人情報の提供に関する規則（平成27年春日井市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

題名中「春日井市教育委員会」の次に「個人番号の利用及び」を加える。

第3条を第5条とする。

第2条中「(昭和33年法律第56号)」を削り、「情報及び」を「情報（次項において「外国人保護実施関係情報」という。）」に改め、「実施に関する情報」の次に「(次項において「中国残留邦人等支援給付実施関係情報」という。)及び市長が管理する住登外者宛名情報」を加え、同条に次の1項を加える。

2 条例別表第3の3の項の規則で定める事務は、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の登録に関する事務及び変更に関する事務とし、同項の規則で定める特定個人情報は、生活保護法第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報、外国人保護実施関係情報、道府県民税又は市町村民税に関する情報、中国残留邦人等支援給付実施関係情報及び市長が管理する住登外者宛名情報とする。

第2条を第4条とする。

第1条の次に次の2条を加える。

（条例別表第1に定める事務）

第2条 条例別表第1の8の項の規則で定める事務は、住民基本台帳における住民とは別に管理しておく必要がある者（以下「住登外者」という。）を一意に特定するための住登外者宛名番号を付番及び管理する機能（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）を用いた住登外者の宛名情報の登録に関する事務及び変更に関する事務とする。

(条例別表第2に定める事務及び特定個人情報)

第3条 条例別表第2の25の項の規則で定める事務は、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の登録に関する事務及び変更に関する事務とし、同項の規則で定める特定個人情報は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報とする。

2 条例別表第2の26の項の規則で定める事務は、学校保健安全法第24条の援助の対象となる者の認定に関する事務とし、同項の規則で定める特定個人情報は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第65条に定める対象者に係る住登外者宛名情報とする。

第2条 春日井市教育委員会個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条中「8の項」を「7の項」に改める。

第3条第1項中「25の項」を「23の項」に改め、同条第2項中「26の項」を「24の項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、令和7年6月15日から施行する。

春日井市教育委員会特定個人情報提供に関する規則 (平成27年春日井市教育委員会規則第12号) 新旧対照表

現 行	改正案
<u>春日井市教育委員会特定個人情報の提供に関する規則</u> (趣旨) 第1条 (略) (条例別表第3に定める事務及び特定個人情報) 第2条 条例別表第3の1の項の規則で定める事務は、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第24条の治療のための医療に要する	<u>春日井市教育委員会個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する規則</u> (趣旨) 第1条 (略) (条例別表第1に定める事務) 第2条 条例別表第1の8の項の規則で定める事務は、住民基本台帳における住民とは別に管理しておく必要がある者(以下「住登外者」という。)を一意に特定するための住登外者宛名番号を付番及び管理する機能(以下「住登外者宛名番号管理機能」という。)を用いた住登外者の宛名情報の登録に関する事務及び変更に関する事務とする。 (条例別表第2に定める事務及び特定個人情報) 第3条 条例別表第2の25の項の規則で定める事務は、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の登録に関する事務及び変更に関する事務とし、同項の規則で定める特定個人情報は、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する情報とする。 2 条例別表第2の26の項の規則で定める事務は、学校保健安全法第24条の援助の対象となる者の認定に関する事務とし、同項の規則で定める特定個人情報は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第65条に定める対象者に係る住登外者宛名情報とする。 (条例別表第3に定める事務及び特定個人情報) 第4条 条例別表第3の1の項の規則で定める事務は、学校保健安全法第24条の治療のための医療に要する費用について必要な援

費用について必要な援助の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める特定個人情報情報は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項、第24条第1項若しくは第9項、第25条第1項若しくは第2項又は第26条の規定に準じて外国人に対して行う保護の実施、開始若しくは変更、職権による保護の開始若しくは変更又は保護の停止若しくは廃止に関する情報及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項若しくは第3項の支援給付の支給の実施又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項の支援給付の支給の実施に関する情報とするとする。

(雜則)

第3条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が定める。

助の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規定で定める特定個人情報情報は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項、第24条第1項若しくは第9項、第25条第1項若しくは第2項又は第26条の規定に準じて外国人に対して行う保護の実施、開始若しくは変更、職権による保護の開始若しくは変更又は保護の停止若しくは廃止に関する情報（次項において「外国人保護実施関係情報」という。）、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項若しくは第3項の支援給付の支給の実施又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項の支援給付の支給の実施に関する情報（次項において「中国残留邦人等支援給付実施関係情報」という。）及び市長が管理する住登外者宛名情報とする。

2 条例別表第3の3の項の規則で定める事務は、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報に登録に関する事務及び変更に関する事務とし、同項の規則で定める特定個人情報報は、生活保護法第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報、外国人保護実施関係情報、道府県民税又は市町村民税に関する情報、中国残留邦人等支援給付実施関係情報及び市長が管理する住登外者宛名情報とする。

(雄則)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が定める。

現 行	改正案
(趣旨) 第1条 (略) (条例別表第1に定める事務) 第2条 条例別表第1の<u>8の項</u>の規則で定める事務は、住民基本台帳における住民とは別に管理しておく必要がある者（以下「住登外者」という。）を一意に特定するための住登外者宛名番号を付番及び管理する機能（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）を用いた住登外者の宛名情報の登録に関する事務及び変更に関する事務とする。 (条例別表第2に定める事務及び特定個人情報) 第3条 条例別表第2の<u>25の項</u>の規則で定める事務は、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の登録に関する事務及び変更に関する事務とし、同項の規則で定める特定個人情報、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報とする。 2 条例別表第2の<u>26の項</u>の規則で定める事務は、学校保健安全法第24条の援助の対象となる者の認定に関する事務とし、同項の規則で定める特定個人情報、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報情報の提供に関する命令第65条に定める対象者に係る住登外者宛名情報とする。 (条例別表第3に定める事務及び特定個人情報) 第4条 条例別表第3の1の項の規則で定める事務は、学校保健安全法第24条の治療のための医療に要する費用について必要な援助の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める特定個人情報、生活保護法（昭和25年法律第144号）	(趣旨) 第1条 (略) (条例別表第1に定める事務) 第2条 条例別表第1の<u>7の項</u>の規則で定める事務は、住民基本台帳における住民とは別に管理しておく必要がある者（以下「住登外者」という。）を一意に特定するための住登外者宛名番号を付番及び管理する機能（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）を用いた住登外者の宛名情報の登録に関する事務及び変更に関する事務とする。 (条例別表第2に定める事務及び特定個人情報) 第3条 条例別表第2の<u>23の項</u>の規則で定める事務は、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の登録に関する事務及び変更に関する事務とし、同項の規則で定める特定個人情報、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報とする。 2 条例別表第2の<u>24の項</u>の規則で定める事務は、学校保健安全法第24条の援助の対象となる者の認定に関する事務とし、同項の規則で定める特定個人情報、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報情報の提供に関する命令第65条に定める対象者に係る住登外者宛名情報とする。 (条例別表第3に定める事務及び特定個人情報) 第4条 条例別表第3の1の項の規則で定める事務は、学校保健安全法第24条の治療のための医療に要する費用について必要な援助の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める特定個人情報、生活保護法（昭和25年法律第144号）

第19条第1項、第24条第1項若しくは第9項、第25条第1項若しくは第2項又は第26条の規定に準じて外国人に対して行う保護の実施、開始若しくは変更、職権による保護の開始若しくは変更又は保護の停止若しくは廃止に関する情報（次項において「外国人保護実施関係情報」という。）中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項若しくは第3項の支給及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項の支給給付の支給の実施に関する情報（次項において「中国残留邦人等支給給付実施関係情報」という。）及び市長が管理する住登外者宛名情報とする。

2 条例別表第3の3の項の規則で定める事務は、住登外者宛番号管理機能による住登外者の情報の登録に関する事務及び変更に関する事務とし、同項の規則で定める特定個人情報情報は、生活保護法第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報、外国人保護実施関係情報、道府県民税又は市町村民税に関する情報、中国残留邦人等支給給付実施関係情報及び市長が管理する住登外者宛名情報とする。

（雑則）

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が定める。

第19条第1項、第24条第1項若しくは第9項、第25条第1項若しくは第2項又は第26条の規定に準じて外国人に対して行う保護の実施、開始若しくは変更、職権による保護の開始若しくは変更又は保護の停止若しくは廃止に関する情報（次項において「外国人保護実施関係情報」という。）中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項若しくは第3項の支給及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項の支給給付の支給の実施に関する情報（次項において「中国残留邦人等支給給付実施関係情報」という。）及び市長が管理する住登外者宛名情報とする。

2 条例別表第3の3の項の規則で定める事務は、住登外者宛番号管理機能による住登外者の情報の登録に関する事務及び変更に関する事務とし、同項の規則で定める特定個人情報情報は、生活保護法第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報、外国人保護実施関係情報、道府県民税又は市町村民税に関する情報、中国残留邦人等支給給付実施関係情報及び市長が管理する住登外者宛名情報とする。

（雑則）

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が定める。

議題3 令和7年度儀式等の日程について

令和7年度儀式等の日程（案）

儀 式	小学校	中学校
入学式	4月 8日(火)	4月 9日(水)
1学期始業式	4月 9日(水)	4月 9日(水)
1学期終業式	7月18日(金)	7月18日(金)
2学期始業式	9月 1日(月)	9月 1日(月)
2学期終業式	12月23日(火)	12月23日(火)
3学期始業式	1月 7日(水)	1月 7日(水)
卒業式	3月19日(木)	3月 6日(金)
修了式	3月24日(火)	3月24日(火)

議題4 令和7年度全国学力・学習状況調査の実施について

令和7年度全国学力・学習状況調査については、令和7年4月17日(木)に全小中学校において実施するもの。

令和 6 年 12 月 23 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会
各 都 道 府 県 知 事
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項 殿
の認定を受けた地方公共団体の長
附属学校を置く各国立大学法人の長
附属学校を置く各公立大学法人の理事長

文部科学事務次官

藤原 章夫

令和 7 年度全国学力・学習状況調査の実施について（通知）

この度、文部科学省において、令和 7 年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領（以下「実施要領」という。）を別紙のとおり決定しましたので通知します。

令和 6 年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領（令和 5 年 12 月 21 日付け 5 文科教第 1356 号別紙）からの主な変更点は、下記のとおりです。

なお、実施要領 7.（1）調査結果の示し方及び（2）文部科学省による調査結果の公表に定める事項については、中学校理科において、生徒が活用する ICT 端末等を用いた文部科学省 CBT システムによるオンライン方式（以下「CBT」という。）及び IRT（項目反応理論をいう。以下同じ。）を活用する予定であること等を踏まえ、「全国的な学力調査に関する専門家会議」において検討の上、追って具体的な取扱いの詳細をお示しすることとします。

各設置管理者等におかれては、全国学力・学習状況調査の実施及び調査結果の管理・公表等について、法令及び実施要領等に基づき、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

については、都道府県教育委員会におかれては域内の市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）及び調査に関係する所管の学校に対して、指定都市教育委員会におかれては調査に関係する所管の学校に対して、都道府県知事におかれては調査に関係する域内の私立学校及びそれを設置する学校法人に対して、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては調査に関係する域内の株式会社立学校及びそれを設置する学校設置会社に対して、国立大学法人の長及び公立大学法人理事長におかれては調査に関係する附属学校に対して、御周知いただくとともに、本実施要領を踏まえて、調査を円滑かつ確実に実施するため、特段の御理解と御協力をお願いします。

記

- ・経年変化分析調査及び保護者に対する調査は実施しないこと。
- ・中学校理科に関する調査をCBTで実施すること。
- ・中学校理科に係る調査結果の示し方としてIRTスコアを利用すること。
- ・引き続き、障害のある児童生徒や日本語指導が必要な児童生徒に対する配慮を可能とすること。
- ・CBTで実施する中学校理科及び児童生徒質問調査を後日実施とする場合に、学校外での実施を可能とすること。

<本件担当>

文部科学省総合教育政策局参事官(調査企画担当)付学力調査室

電話：03-5253-4111（内線 3726）

令和7年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領（概要）

1. 令和7年度全国学力・学習状況調査の概要

①調査内容

- ・教科に関する調査（国語、算数・数学、理科）
- ・質問調査（児童生徒質問調査、学校質問調査）
※教科に関する調査（中学校理科）、質問調査は、オンラインで実施

②調査対象

国・公・私立学校の小学校6年生・中学校3年生

③実施予定日（時間割イメージは別紙）

- ・教科に関する調査（中学校理科以外）
令和7年4月17日（木）（調査基準日）
- ・教科に関する調査（中学校理科）、生徒質問調査
令和7年4月14日（月）～17日（木）のいずれか1日で実施
※同じ日に、生徒質問調査、中学校理科の順に実施
- ・児童質問調査
令和7年4月18日（金）～30日（水）のいずれか1日で実施
- ・学校質問調査
令和7年4月1日（火）～17日（木）の期間に各学校が実施
- ・後日実施（注）の期間
令和7年4月18日（金）～30日（水）

（注）調査の実施日に、調査を実施できないやむを得ない事情等がある学校や、実施時のトラブルや欠席等により調査を実施できなかった生徒については、従来から教育委員会や学校等の判断により、後日に調査を実施することを可能としている。この場合の教科調査の結果は、全体の集計からは除外されるが、採点の上、教育委員会・学校に提供することとしている。

2. 令和7年度調査に関する実施要領の主な特徴

- ・経年変化分析調査及び保護者に対する調査は実施しないこと。
- ・中学校理科に関する調査を CBT で実施すること。
- ・中学校理科に係る調査結果の示し方として IRT スコアを利用すること。
- ・引き続き、障害のある児童生徒や日本語指導が必要な児童生徒に対する配慮を可能とすること。
- ・CBT で実施する中学校理科及び児童生徒質問調査を後日実施とする場合に、学校外での実施を可能とすること。

I 悉皆調査においてCBTやIRTを活用する意義②

3. CBTやIRTの導入による悉皆調査の改善

悉皆調査においてCBTを活用する意義

① 解答データを機械可読のビッグデータとして蓄積できる。

▶ 現行では記述式問題の解答データはスキャンによりデータ化して処理しているが、CBT化により、初めから機械可読かつ軽量のデータとして収集できる。

② ICT端末上で出題・解答することで、多様な方法・環境での出題・解答が可能になる。

▶ マルチメディア（動画、音声等）や様々なツール（表計算機能等）の利用など、多様な方法での出題・解答が可能となり、児童生徒がICTを活用した授業で身に付けた力を、より多面的に測定できる。
▶ ICT端末やネットワークの活用により、学校において何らかの配慮を要する児童生徒や不登校等の状況にある児童生徒への柔軟な対応を拡大できる可能性がある。

③ 電子データにより問題・解答を配信・回収することで負担を軽減。

▶ 印刷、配送、回収に要する経費や環境負荷等を削減できる。
▶ 調査問題の厳重な保管などの学校の負担を軽減できる。
▶ 児童生徒数の増減への柔軟な対応が可能になる。
▶ より効率的な採点を実現できる。

悉皆調査において項目反応理論（IRT）を活用する意義

① 今まで以上に多くの問題を使用し、幅広い領域・内容での調査が可能になる。

▶ IRTを活用することで、異なる調査問題に解答した学校や児童生徒同士の結果を比較できるため、一度の調査で幅広く出題することが可能になり、得られるデータの幅が広がる。
▶ 教委・学校や児童生徒にもより細やかなフィードバックが可能。
※ CBTを導入することで、複数の問題セットを児童生徒ごとに割り当てることが容易になる。

② 調査日の複数設定が可能になる。

▶ 複数の問題セットによる調査とIRTの導入による集計・分析により、調査を異なる日時に実施しても同じ条件での実施とみなすことが可能。
▶ ネットワーク等のトラブルを回避するためにも、日程・時間帯の分散が必要。

③ 学力の経時変化を各教育委員会・学校でも把握できる。

▶ 問題を一部非公開とし、次年度以降も出題する設計により、各教育委員会・学校でも年度をまたいで児童生徒の学力を比較可能。

CBTやIRTの導入※により、悉皆調査の活用可能性が広がる

国における活用の充実

現在

調査結果から把握された全国的な学力・学習状況を教育施策の検証・改善に活用する。

調査結果を追加分析し、教育委員会や学校現場へ周知する。

CBT・IRTを活用

全国的な学力・学習状況をより精緻に把握し、教育施策の検証・改善を一層充実することができる。

提供できる情報が充実し、教委等におけるデータに基づいた各種施策や取組の改善等を更に促進

現在

教育委員会・学校における活用の充実

CBT・IRTを活用

教育委員会において、全国学力・学習状況調査の問題とデータを活用した授業改善や教員研修等を実施する。

学校において、学校全体としての課題を把握し、日々の教育指導の改善・充実につなげる。

より広い領域・内容等について学校全体の課題を把握できるようになり、きめ細やかな指導改善につなげることができる。また、学校としての経年変化も確認できる。

※ 導入にあたり、文部科学省においては、CBTやIRTについて学校現場や保護者等が理解を深められるよう周知に努め、CBTやIRTを導入した全国学力・学習状況調査の問題・結果を、国や教育委員会、学校が十分に活用できるよう、具体的な活用方法を示すなどの取組を進める。

【IRTとは】

児童生徒の正答・誤答が、問題の特性（難易度、測定精度）によるのか、児童生徒の学力によるのかを区別して分析し、児童生徒の学力スコアを推定する統計理論。

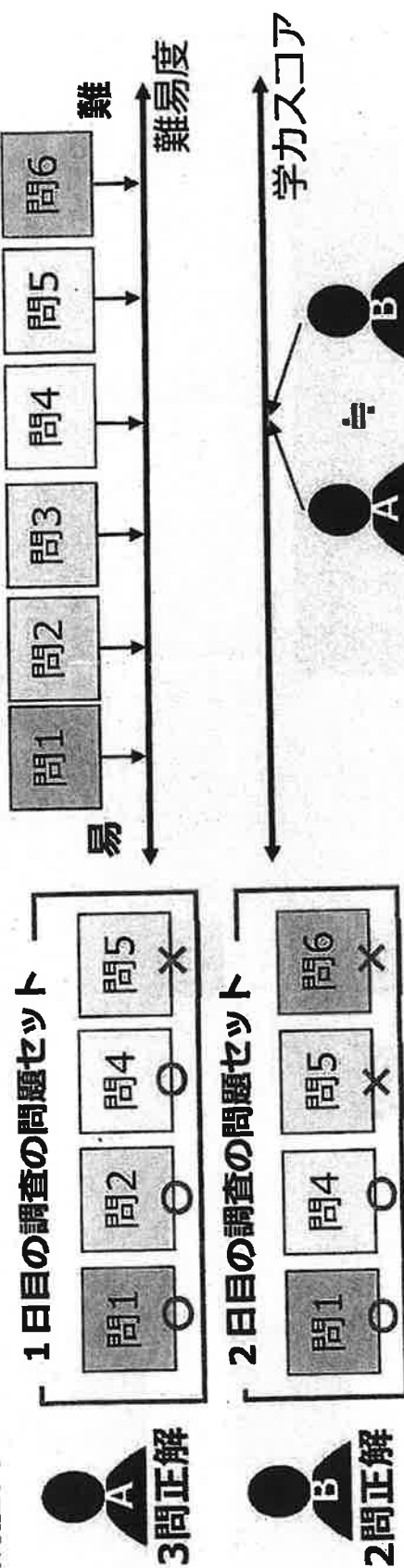
【IRTのメリット】

- ① 異なる問題からなるテストの結果を互いに比較することができる。
- ② 異なる集団で得られたテストの結果を互いに比較することができる。

※PISA, TOEIC, TOEFL等の英語資格・検定試験、医療系大学間共用試験等で採用されている。
 ※ただし、問題は別の回や次年度以降も使用することから、原則として非公開とする必要がある。
 (調査終了後に、一部の問題については今後使用しないこととして公開することは可能。)

【IRTに基づく調査のイメージ】

調査日を分散して実施する（調査参加日が異なる）場合



生徒Aと生徒Bは異なる問題セットに解答し、その正答数は異なるが、IRTに基づいて算出される学カスコアはほぼ同じと推定される。

議題5 令和7年度教職員定期人事異動について

令和7年度教職員定期人事異動を実施するもの。

報告1 令和6年第5回市議会定例会について

令和6年第5回市議会定例会について

令和6年度一般会計補正予算【原案可決】

教育費 55,000 千円

小中学校指導書購入等

55,000 千円

■ 一般質問 ■

質問事項	質問要旨	答弁要旨
1 ユニバーサルデザイン化の推進について	(1) 居住地校交流(※)で地元の学校に訪れる障がいのある児童生徒のため、学校施設において、ユニバーサルシートの設置についての考えを問う。 ※ 特別支援学校に通っている子どもが、自分の住んでいる地域の小中学校に行き、一緒に学習や行事に参加すること。	(1) 現在、学校施設のリニューアル工事を順次実施しているところだが、車椅子で利用できるトイレの中に、ユニバーサルシートをあわせて設置するスペースもないことから、現在のところ、新たにユニバーサルシートを設置する予定はない。 一方で、障がいのある児童生徒や、特別支援学級の児童生徒には、車いすで利用できるトイレや段差を解消するためのスロープの整備、気持ちを落ち着かせるためのカーテンや壁の仕切りの設置などを進め、対応しているところである。 居住地校交流で学校を訪れる障がいのある児童生徒に対しては、必要に応じて、おむつ替えなどを行うスペースとして、保健室を利用したり、特別支援学級の教室にベッドを設置し利用したりするなどにより、対応していく。
2 教育分野における生成ＡＩの利用について	(1) 生成ＡＩの教育利用の方向性について問う。 (2) 生成ＡＩパイロット校（藤山台中学校、高森台中学校）における取組と成果、課題について問う。	(1) 生成ＡＩについては、社会に急速に普及する中、教育分野においても、児童生徒の学習や校務での様々な利活用が考えられる。 一方、国が示しているガイドラインでは、生成ＡＩは、誤った情報や偏った情報を出力する可能性があるとともに、個人情報やプライバシー、著作権の保護の観点からの懸念もあるとされていることから、本市においても、その利活用には、慎重に取り組んでいく必要があると考えている。 こうした中、国が進めているリーディングＤＸスクール事業に指定されている藤山台中学校と高森台中学校は、生成ＡＩの利活用に先進的に取り組む生成ＡＩパイロット校にも指定されている。 まずは、この２校で、生成ＡＩの様々な利活用を進めていく。 (2) 藤山台中学校と高森台中学校では、まず、生成ＡＩの基本的な特徴を理解させることから始めている。その上で、授業では、文章の校正に利用するなど、学習の補助として利用するほか、教科に応じて様々な利活用をしている。 いくつか例を挙げると、国語では、作った短歌を入力し、生成ＡＩに情景を画像として表現させることで、短歌が正しく伝わる内容であるかの確認をしている。また、数学では、数値が記載された表を画像として読み取り、生成ＡＩに指示をしてテキスト化させ、表の並べ替えや自動計算をしている。体育の水泳では、泳ぎ方の課題を生成ＡＩに入力し、効果的な練習方法を見つけることに利用している。 成果としては、生徒は、実際に生成ＡＩを利用し体験することで、便利であることを実感する一方で、出力される情報には間違っていることがあることを学び、その情報を鵜呑みにするのではな

質問事項	質問要旨	答弁要旨
		く、補助ツールとして利用することの大切さを理解しつつある。 利用にあたっての課題としては、生徒が、生成AIにすべてを委ねるのではなく、自己の判断や考えが大切であることを身に付けることなどである。
	(3) 生成AIパイロット校以外の学校への展開はどのようになっているかについて問う。	(3) 生成AIパイロット校以外の学校への展開については、藤山台中学校と高森台中学校での効果や課題などを踏まえ、その後の方向性を検討していきたいと考えている。
	(4) 生成AIについて、教員の校務利用の取組について問う。また、生成AIによる業務改善や教職員の負担軽減についての市の考え方と、その考え方を進めるための市の取組について問う。	(4) 現在、小学校と中学校の校務では、必要に応じて、文書の作成や校正、アイデア出しなどに利用している。 生成AIの利活用は、業務の効率化や質の向上とともに、教職員の働き方改革にもつながっていくことが期待できるため、重要な取組であると考えている。このため、教職員が生成AIについての理解を一層深めるとともに、適切に利用するために、研修を実施していく。
3 地域クラブ活動（部活動の地域移行）について	(1) ①地域クラブ活動の指導者における教員の割合、②新たな指導者の育成、③競技別指導者資格の取得に対する取組について問う。	(1) ①令和6年12月1日現在、地域クラブの指導員は424人である。そのうち地域クラブの指導員を兼務している教員は262人で、全体の62%である。②新たな指導員の育成については、現在のところ、市教育委員会では指導員の育成までは行っていない。③資格については、地域クラブを指導する上で、必要としておらず、それぞれの指導員が、自主的に取得している場合もあると聞いている。
	(2) ①夏の大会、新人戦、それ以外の大会の現在の状況、②市の大会の運営体制、③国や県、市からの補助や支援、④会場の予約方法、⑤2年後の大会で競技が取りやめになる9種目についてどのように考えているかについて問う。	(2) ①夏に開催される春日井市中学校体育大会は、春日井市中小学校体育連盟により開催され、部活動が参加する大会である。また、秋に開催される春日井市種目別練習会は、本年度から、部活動が参加する練習会から地域クラブが参加する練習会に移行した。その他の連盟や協会などが行う大会は、基本的に、地域クラブが参加している。②春日井市中学校体育大会の運営者は、教員や部活動の指導員からなる大会役員であり、春日井市種目別練習会の運営者は、地域クラブの指導員である。③国や愛知県からは、こうした大会の運営への補助金はないが、市教育委員会からは、春日井市中学校体育大会の主催者である春日井市中小学校体育連盟に補助金を交付している。④大会の開催にあたっての会場の確保について、春日井市中学校体育大会と春日井市種目別練習会は、市教育委員会が行い、その他の連盟や協会などが実施する大会は、大会の主催者が行っている。⑤令和9年度に全国中学校体育大会において廃止になる9種目の競技については、各連盟や各競技団体の動向を注視しているところである。

質問事項	質問要旨	答弁要旨
	(3) ①指導員の報酬は学校部活動の時代と比較してどのようになっているのか、②市が支払う指導員の報酬に対して、国・県からの支援はあるのか。もし、あるのであれば、どのように推移しているのか、③地域クラブの運営費や指導員の報酬、施設の利用料の負担について、現在の状況と令和10年10月以降はどのように行われるのか、④練習場所の確保はどのように行われているのか、現状と令和10年10月以降はどのように行われるのかについて問う。	(3) ①地域クラブの指導員の報酬については、以前の休日に部活動に従事する頃と比べると、増えている。②国や愛知県からは、地域クラブの指導員の人件費に対する補助はないが、部活動の地域移行に伴う取組に対しては、愛知県を通じ、国から補助を受けている。これまでの実績は、令和3年度は約133万円、4年度は約119万円、5年度は約1,030万円であり、本年度は約1,835万円になる見込みである。③運営費については、それぞれの地域クラブが、必要に応じて生徒の保護者に負担を求めている。指導員の報酬については、現在、地域クラブは、市教育委員会の管理下において、各指導員により運営されており、指導員の報酬は、市が負担している。また、施設の利用料の負担はない。一方で、令和10年10月以降については、運営費や指導員の報酬は、地域クラブに参加する生徒の保護者に負担いただく会費を充てることを想定している。また、施設の利用料については、今後、その取扱いを検討していく。④地域クラブの活動場所は、中学校の運動場や体育館などを利用しており、現在は、各学校において、優先的に確保されているが、令和10年10月以降については、今後、その対応を検討していく。
	(4) 今後どのような形で地域移行へ進めていくのか、現状の検討状況について問う。	(4) 令和10年10月以降、各地域クラブの自主運営に向けた地域移行が円滑に展開されるように、市の関係部局と定期的に情報の交換や課題の共有を行っているところである。
4 地域クラブ活動について	(1) 指導員の確保の見通しをどのように考えているのかを問う。また、指導員継続の意向調査などの実施の考えについて問う。	(1) 休日における地域クラブの指導員については、現在、多くの教員が兼務をしているところである。今後は、教員の部活動への関わり方や働き方に対する意識が変化していく中で、地域クラブに従事する教員の割合は減少していくと想定しており、指導員を継続して安定的に確保することは、今後、ますます重要になっていくと考えている。このため、本年度は、地域クラブの指導員に、今後の意向を確認することとしている。
	(2) 受益者負担の考え方と、令和10年の完全移行に向けて、どのようなことを想定して進めているのかを問う。	(2) 地域クラブを継続して安定的に運営していくためには、生徒の保護者に会費を負担していただく必要があると考えている。 この会費については、地域クラブの種目や活動内容によって異なってくることが想定されるが、保護者にとって、過度な負担にならないように金額を設定することが重要であると考えており、今後、そのあり方を検討していく。
	(3) 商工会議所を通じて地元企業へ地域クラブ活動への支援を呼びか	(3) 地域クラブへの支援を呼びかけることについて、いくつかの提案をいただいた。まずは、それぞれの地域クラブが自立的に、また、継続的に安

質問事項	質問要旨	答弁要旨
	けることや、企業版ふるさと納税を使って支援を募るなど、広く社会全体に支援を呼びかけることも実施すべきと考えるが、所見を問う。	定した運営をすることができる体制を整えていくことが重要であり、今後、検討すべき課題であると考えている。
	(4) 女子サッカーとダンスのクラブ活動が立ち上がった経緯や条件について問う。また、この2つのクラブは、どのような人に指導員を依頼したのかを問う。	(4) 女子サッカーとダンスについては、これまでも多くのニーズがあったものの、部活動として、一定の数の生徒を集めたり、適した指導者を確保したりすることは、単独の学校では困難であった。 一方で、地域クラブの枠組みでは、学校の枠を超えて多くの参加者を見込むことができたこと、また、地域貢献やこどもの育成に熱心な方に指導をお願いすることができる環境が整ったことから、地域クラブの新設に至ったものである。 この2つの地域クラブの指導員について、女子サッカーは、市のサッカー連盟と調整して推薦された方、また、ダンスは、小学校や中学校の体育の授業で、外部講師としてダンスを指導されている方に引き受けていただいている。
	(5) 地域クラブのない空白地域に、地域クラブを創設する考えを問う。また、アンケートの実施は中学生だけでなく、小学生高学年も対象とすべきと考えるが、実施の考えを問う。	(5) こどもたちのニーズを把握した上で、希望が多いものの、その地区にない地域クラブについては、指導者や実施場所などを考慮しながら、その地区の拠点となる中学校に設置することを検討していきたいと考えている。 また、アンケートについては、本年度も中学1年生と2年生を対象に実施することとしている。小学生高学年の児童へのアンケートの実施については、実施に向けた効果的な手法を検討していく。
5 広島・長崎に小中学生を派遣する事業の要望について	(1) 日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）がノーベル平和賞を受賞し世界から評価されているが、小中学生を被爆地や沖縄に派遣することを検討しないのかを問う。	(1) 本市の小学校や中学校では、国語や社会、道徳などの授業で、文学作品や絵本、体験記などに触れることで、平和について学んだり、深く考えたりする学習を行っている。また、令和5年度からは、当時、広島で被爆された方で、日本原水爆被害者団体協議会の団体の一つである愛知県原水爆被災者の会の方からお話を伺う機会を設けている。 こうした取組により、こどもたちは戦争の悲惨さや命の大切さ、平和の尊さを学んでいることから、現在のところ、小学生や中学生を広島や長崎、沖縄へ派遣することは考えていない。
	(2) その被爆者体験者からの話は、何校で、何年生を対象に何時間くらい聞いたのかを問う。	(2) 鳥居松小学校の1校で、6年生2クラスの児童が、1時間のお話を伺っている。

質問事項	質問要旨	答弁要旨
	(3) 春日井市の小学生の修学旅行先は京都と奈良で、中学生は関東地方が定番であるが、ぜひ、市内小中学生に、広島や長崎、沖縄に行ってもらいたいと考え、市内小中学生が広島や長崎、沖縄に行き、現地のレポートや感想文を提出する条件で、旅費や宿泊費の一部として、一人一万円を年間 50 人まで、補助を行うことについて考えを問う。	(3) 春日井市内の高校では、修学旅行として広島や沖縄へ行き、平和学習を行っている学校もある。 一部のこどもに限定して補助をすることは考えていないが、小学校や中学校においては、すべての児童生徒に、平和について学ぶ機会を提供し、理解を深めることが重要であると考えている。
6 コミュニティ・スクールについて	(1) コミュニティ・スクールの制度の導入に向けた動きが少々ゆっくりであることの理由を問う。	(1) コミュニティ・スクールは、地域住民や保護者、校長、地域コーディネーターなどで構成する学校運営協議会を設置し、学校と地域住民などが力をあわせて学校運営に取り組む制度である。学校運営協議会の委員は、校長が作成する学校運営の基本方針を承認するとともに、学校運営などについて意見を述べるができる。 こうしたコミュニティ・スクールの制度を効果的に運用するためには、地域コーディネーターなど、学校と地域を円滑につなぐことができる人材の存在や、推進のための体制づくりが重要である。このため、まずは、学校運営協議会の前身となる学校地域連携協議会を立ち上げ、体制を整備することとしている。 藤山台小学校と藤山台中学校についても、学校地域連携協議会としての 8 年間の活動の結果、コミュニティ・スクールの導入に至っている。日頃からの地道な活動の積み重ねや、互いの信頼関係の構築により、時間をかけて実効性のある運営体制を整えていく必要があると考えている。
	(2) 地域コーディネーターの存在が必要であるが、何校に何人いるのかを問う。	(2) 地域コーディネーターについては、現在、味美小学校を始め小学校 19 校と、藤山台中学校の 1 校を合わせ、20 校において 26 人に委嘱している。
	(3) 地域コーディネーターの選択基準を問う。	(3) 担当する学校の学校運営や教育方針に理解のある方や、協働活動に深い関心と理解のある方から、校長の推薦により、市教育委員会が委嘱している。
	(4) 地域コーディネーターが委嘱されている学校のうち、学校地域連携協議会が立ち上がっている学校はどの程度	(4) 現在、学校地域連携協議会を設置している学校は、石尾台小学校の 1 校である。 学校地域連携協議会は、学校や保護者、地域住民、関係諸団体が協力し、学校が地域と協働して連携を深め、地域の活性化につなげていくことな

質問事項	質問要旨	答弁要旨
	あるのか。また、学校地域連携協議会の必要性について問う。	どを目的としている。この学校地域連携協議会については、学校と地域が、様々な教育支援や地域支援などの活動を通じて、相互に理解を深め信頼関係を築くことにより、コミュニティ・スクールの円滑な導入や効果的な運用につながる重要な組織であると考えている。
	(5) コミュニティ・スクールを増やすための今後の取組を問う。	(5) コミュニティ・スクールを増やすためには、学校と地域との信頼関係を深める上でも、前身となる学校地域連携協議会を設置することが重要である。地域コーディネーターがいる学校に対しては、藤山台小中学校や石尾台小学校での取組を先行事例として紹介するなどし、学校地域連携協議会の設置についての意向を確認していく。また、新たに学校地域連携協議会を設置した学校に対しては、その運営を支援しながら、コミュニティ・スクールの導入を提案していく。
7 小中学校の適正規模等の検討について	(1) 小中学校の適正規模等の検討について、この先どのようなプロセスとスピードで実現していくのか、また着手する地域の優先順位の考え方について問う。	(1) 本年 11 月に開催された文教経済委員会で、中間案として報告した「小学校・中学校の適正規模等の基本的な考え方」については、現在、パブリックコメントを実施しているところである。 今後、市民の皆様からのご意見を踏まえた最終案を作成し、年明けの文教経済委員会での最終案の報告を経て、令和 7 年 2 月に策定することとしている。 令和 7 年度からは、この基本的な考え方をもとに、検討が必要な学校について、保護者や地域、関係者の皆様とともに議論を積み重ねていく。その後、各学校の具体的な方向性を示す「小学校・中学校の適正規模等に関する基本方針」を策定していく。 今後、過小規模校を最優先に、通学区域の変更や学校の統合などにより、適正規模の確保に努めるように検討を進めていく。その中でも、将来、すべての小学校が過小規模校又は小規模校になると推定される中学校区については、特に重点的に検討していく必要があると考えている。
	(2) 公共施設個別施設計画に沿った学校の大規模改修や、体育館の空調工事が進められた場合、学校の建替えや統合の必要性を考えると、計画の先延ばしをする必要があると考えるが、所見を問う。	(2) 今後の大規模改修の実施については、適正規模等の検討の対象となる学校や、その近隣校の状況を踏まえながら、検討していく必要があると考えている。 また、学校の体育館への空調機の設置について、体育館は、児童生徒の授業などでの利用のほか、災害時の避難所としての利用もあり、市民の皆様命を守るために欠かせない施設である。自然災害が各地で激甚化、また、頻発化するとともに、地球温暖化が進み、暑さ対策が迫られる中、避難所としての体育館の環境の向上は何よりも早急に必要なものであると考えている。このため、すべての体育館について、空調機の設置を計画的に実施していく。

質問事項	質問要旨	答弁要旨
8 特色ある学校づくりの検討の経過について	(1) 特色ある学校づくりの検討について、「小学校・中学校の適正規模等の基本的な考え方」には、魅力ある学校の検討を進めていくとの記載があるが、今後どのような観点で検討されていくのかを問う。	(1) 「小学校・中学校の適正規模等の基本的な考え方」で示している魅力ある学校づくりについては、今後、保護者や地域、関係者の皆様とともに議論を積み重ねていく中で、具体的に検討していく必要があると考えている。
	(2) 以前の一般質問で、学びの多様化学校、いわゆる不登校特例校の提案をし、調査研究するとの回答であったが、調査研究を進める中で、どのようなことが分かり、現段階でどういった見解を持っているのかを問う。	(2) 学びの多様化学校については、愛知県内の市町村にアンケート調査を実施したところ、名古屋市が、今後、設置の検討を進めていくとのことであった。 本市においては、今後、小学校や中学校の適正規模等の検討を進めていく中で、国や愛知県の動向を注視するとともに、他自治体の事例を参考にしながら調査研究を進めていく。
9 不登校の対策について	(1) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの働きにより、どのくらいの不登校児童生徒が学校に復帰できたのかを問う。	(1) 学校に復帰することができた児童生徒は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの支援もあり、令和5年度において292人である。
	(2) 不登校児童生徒が急増する中で、今後どのような対策を考えているのかを問う。	(2) 今後も引き続き、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる支援を始め、不登校相談や教育支援センターあすなろ、登校支援室、心の教室相談員などの様々な対策を実施していく。
	(3) 不登校児童生徒の家庭と毎日連絡を取るなど、こどもとのコミュニケーションの取り方や生活リズムを整えるためのアドバイスを行う民間サービスを利用する考えについて問う。	(3) 不登校となる原因は様々であることから、その児童生徒にあった支援をしていくことが重要であると考えている。保護者の皆様へは、それぞれの事情に応じて、適切な情報の提供に努めていく。
10 教育に関する観点からのシティプロモーションについて	(1) 文部科学省の研究開発学校の指定を受けている出川小学校と高森台中学校の取組の成果を市外へどのように発信しているのかを問う。	(1) 出川小学校と高森台中学校におけるICT教育の取組は、文部科学省のホームページで発信されているほか、市教育研究所のホームページにおいても発信している。この2校については、全国から学校関係者がたびたび視察に訪れており、本年11月1日には、研究開発学校研究発表会を開催し、全国各地から約800人の参加があった。 なお、この文部科学省の研究開発学校の指定

質問事項	質問要旨	答弁要旨
		は、令和4年度から7年度までの4年間であり、令和7年度も、本市において研究発表会の開催を予定している。
	(2) ICTを活用した教育を始めとした特色ある教育に関して、広く発信していくことの考えを問う。	(2) 本市におけるICT教育の推進は、全国的にも先進的な取組であり、これまでも、多くのメディアで取り上げていただいている。 このたび、本市は、第7回日本ICT教育アワードの選考において、文部科学大臣賞を令和7年1月に受賞することとなった。大変名誉なことであり、こうした本市の取組については、引き続き、積極的に全国へ発信していく。
11 自転車通学と交通安全指導について	(1) 中学校の自転車通学の状況について、利用学校数と利用生徒数及び、利用が可能となる条件について問う。	(1) 尾東中学校を除く中学校 15校のうち、中部、坂下、高蔵寺、藤山台、鷹来、松原、南城、石尾台の8校で、合計約700人が自転車通学をしている。 また、自転車通学の許可については、自宅から学校までの距離が2キロメートル以上あることを目安としているが、各学校では、その地域の地形や道路事情、交通状況などを勘案し、認めているところである。
	(2) 自転車通学をしている中学生への学校における交通安全指導及びヘルメットの着用指導を行っているかについて問う。	(2) 中学校では、毎年、自転車通学を行う新一年生に対して、教員による自転車の安全な乗り方やヘルメットの着用などの交通安全指導を実施している。
12 学校へ行けない子どもたちの支援について	(1) 小学校の不登校傾向の児童が増えている現状に対して、心の教室相談員の常勤化を進め、対応を図ることとしていたが、現在どのような状況になっているかを問う。	(1) すべての小学校に配置している心の教室相談員については、現在、常勤での配置を進めているところであり、本年度は、令和5年度の5校から10校に増加している。
	(2) 現在、神屋小学校には、中学校の登校支援室のような部屋を設けているようだが、そのような小学校は何校あるのかを問う。	(2) 現在、小学校には登校支援室を設けていないが、21校で居場所となる部屋を設けている。
	(3) 今後、小学校で、中学校の登校支援室のような運用を展開していく考えについて問う。	(3) 中学校の登校支援室では、登校できなかった生徒が、登校支援室に通うことができるようになったり、登校支援室に通う生徒が、教室に戻ることができるようになったりしている。 小学校においても、不登校の児童が増加傾向にあることから、現在、中学校における登校支援室の取組を参考に、効果的な支援策を研究しているところである。

質問事項	質問要旨	答弁要旨
	(4) 学校へ行けない子どもたちの支援について、フリースクールの利用料の支援を行う考えを問う。	(4) フリースクールを居場所とすることもへの支援については、令和5年度から、保護者や学校、フリースクールなどの民間施設に十分な連携や協力関係があり、その施設において、社会的自立を促す活動や各教科における学習活動が行われている場合などは、在籍する学校での出席扱いとする運用を始めている。この運用により、令和5年度は47人が出席扱いになった。 一方で、経済的な支援については、支援の必要性やどのような形で実施すべきかについて、引き続き、国の動向や先進自治体の状況を注視していく。
13 給付型奨学金について	(1) 学修意欲はあるが経済的理由で大学進学が困難な学生などに対し、地方自治体が支援することは意味があると考えている。市独自の給付型奨学金制度創設についての考えを問う。	(1) 国では、平成29年度に、意欲と能力があるにも関わらず、経済的な理由により修学に極めて困難のある学生などを対象に、給付型の奨学金制度を創設している。令和2年度からは、授業料や入学金の免除又は減額も受けられるようになった。また、令和6年度から、子どもが3人以上いる多子世帯や私立の理工農系の大学に通う学生などがある中間層世帯への支援を拡大した。さらに、令和7年度からは、多子世帯の学生などについて、大学などの授業料や入学金を無償にすることとしている。その他にも、民間や大学独自の奨学金制度もある。 本市としては、国などによる奨学金制度が充実してきている中、本市独自で給付型の奨学金制度を創設することは考えていない。
14 制服などの学校指定品について	(1) 学校指定品について、学校のルールの見直しを生徒が主体的に議論し、学校指定品を減らすことができた実例があり、その取組を水平展開させるように促すとのことであったが、その後の状況を問う。 (2) 中学校の制服を任意制にすることについて問う。	(1) 学校ごとのルールの見直しについては、生徒が主体的に考える機会を設けられるように、生徒指導主事会において、市教育委員会から各中学校に伝え、水平展開を図っている。こうした取組もあり、現在では、生徒と教員が一緒になって取り組んでいる学校は8校で、生徒が主体となって取り組んでいる学校は3校である。 また、学校の指定品については、見直しの結果、その数が減少した中学校は13校である。 (2) 中学校の制服についての考え方は、制服には、時間や場所、目的に応じて、身に着けるべき服装を学ぶことができるなど、教育的な意義がある。また、制服や体操服などを統一することにより、様々な家庭環境で生活する多感な時期の生徒たちが落ち着いた学校生活を送ることができるようになると考えている。 こうしたことから、現在のところ、制服の購入や着用を任意とすることは考えていないが、引き続き、他自治体の動向を注視していく。

質問事項	質問要旨	答弁要旨
15 給食費について	(1) 本年度の学校給食費は、値上げ改定分が公費負担されているが、来年度はどうするのか問う。	(1) 学校給食の食材費が、引き続き値上げ傾向にある中、令和7年度における適正な学校給食費と保護者負担額のあり方については、現在進めている予算編成の中で、検討していく。
	(2) 学校給食費を無償化する考えについて問う。	(2) 学校給食費の無償化については、現在も、国や愛知県に要望しているところであり、今後も引き続き要望していく。 また、国においては、こども未来戦略方針を踏まえた学校給食に関する実態調査が実施されており、今後も国の動向を注視していく。

報告2 令和7年（第4回～第12回）教育委員会定例会の日程について

	月 日	曜日	時 間
第4回	4月16日	水	午後1時30分～
第5回	5月29日	木	午後1時30分～
第6回	6月17日	火	午後1時30分～
第7回	7月17日	木	午後1時30分～
第8回	8月20日	水	午後1時30分～
第9回	9月12日	金	午後1時30分～
第10回	10月22日	水	午後1時30分～
第11回	11月12日	水	午後1時30分～
第12回	12月23日	火	午後1時30分～

報告3 「小学校・中学校の適正規模等の基本的な考え方（案）」について

学校規模等の適正化について

時期	事項	備考
1月	28日の文教経済委員会において「小学校・中学校の適正規模等の基本的な考え方」の最終の案を報告	
2月	「小学校・中学校の適正規模等の基本的な考え方」策定	ホームページで公表
3月		広報記事掲載

報告 4 小中学校体育館への空調機設置について

学校の体育館は、児童生徒の学習や生活の場であるとともに、災害時には避難所としての役割を果たすことから、暑さ寒さ対策として、次の整備方針及び整備スケジュールに基づき、空調機の設置を進めます。

1 整備方針

全ての小学校及び中学校の体育館に整備をします。

(1) 能力	40 馬力 (112 k W)
(2) 機種	停電時自立型 GHP (ガスヒートポンプ)
(3) 方式	ア 指定避難所の体育館：都市ガスと L P ガスの併用 イ 指定避難所以外の体育館：都市ガス
(4) 断熱	ア 窓ガラス：遮熱フィルム又は遮熱カーテン イ 出入口の鋼製建具：遮熱塗装及び隙間対策

2 整備スケジュール (予定)

設置工事は、令和 8 年度から 10 年度の 3 年間で整備することとしていましたが、基本的に、令和 8 年度及び 9 年度の 2 か年で整備をします。リニューアル工事を実施する学校では、その工事にあわせて整備をします。

令 和	実 施 校
7 年度	リニューアル工事中の東部中
8 年度	中学校 12 校、リニューアル工事中の味美小、篠木小、白山小
9 年度	小学校 33 校、リニューアル工事中の中部中、西部中
10 年度	リニューアル工事中の勝川小

※ 東部中学校を除き、それぞれ実施設計は工事の前年度に行います。

報告5 小中学校リニューアル工事の設計概要について

報告6 小中学校リニューアル工事の実施について

現在、学校施設については、長期にわたり使用するため、大規模改修としてリニューアル工事を順次進めています。

一方で、学校の適正規模等の検討を進めており、その検討状況によっては、今後のあり方が見直される学校もあり得ることから、将来、過小規模校や小規模校になると想定される学校のリニューアル工事の実施については、適正規模等の検討の状況や結果を踏まえ、別途、決定していきます。

こうしたことから、今後のリニューアル工事の実施については、次のとおりとします。

1 新たにリニューアル工事に着手する学校について

学校の大規模改修は、おおむね毎年度3校ずつ開始することとしています。令和7年度から全小中学校体育館への空調機設置を優先して進めるため、令和7年度及び8年度において、新たにリニューアル工事に着手する学校は、次の2校ずつとします。

令和	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
高座小	基本設計	実施設計	工事	工事	工事	
柏原小	基本設計	実施設計	工事	工事	工事	
大手小		基本設計	実施設計	工事	工事	工事
松原中		基本設計	実施設計	工事	工事	工事

2 坂下小学校のリニューアル工事について

坂下小学校については、令和7年度に基本設計、令和8年度に実施設計、令和9～11年度に工事を実施する予定としていました。

学校の適正規模等の検討においては、過小規模校を優先に、適正規模の確保に努めることとしています。その中でも、将来、全ての小学校が過小規模校又は小規模校になると推定される中学校区については、最優先に検討していくこととしています。

坂下小学校については、最優先に検討していく中学校区にあることから、リニューアル工事の実施時期を延期し、適正規模等の検討の状況や結果を踏まえ、別途、決定していくこととします。

報告7 学校給食費の改定について

本市の学校給食における食材費については、令和6年度は、1食当たり小学校は295円、中学校は340円としています。

しかしながら、令和7年度においても米飯や牛乳などの価格の上昇が見込まれており、食育の生きた教材である学校給食として、魅力ある多様な献立を維持するために、食材費を増額する必要があります。

この食材費の増額に伴い、令和7年度の学校給食費については、食材費と同額の1食当たり小学校は305円、中学校は350円に改定します。

1 食材費の推移と見込み ※ かつこ内は前年度比

(1) 小学校 (円)

令和	5年度	6年度	7年度(見込み)
主食	56.28 (+ 2.89)	60.39 (+ 4.11)	(+7~8)
牛乳	61.62 (+ 5.45)	66.64 (+ 5.02)	
副食	152.10 (- 8.34)	167.97 (+15.87)	(+2~3)
食材費	270 (± 0)	295 (+25)	305 (+10)

(2) 中学校 (円)

令和	5年度	6年度	7年度(見込み)
主食	61.89 (+ 3.00)	65.85 (+ 3.96)	(+7~8)
牛乳	61.62 (+ 5.45)	66.64 (+ 5.02)	
副食	186.49 (- 8.45)	207.51 (+21.02)	(+2~3)
食材費	310 (± 0)	340 (+30)	350 (+10)

2 学校給食費の推移と改定案 ※ かつこ内は前年度比

(1) 小学校 (円)

令和	5年度	6年度	7年度(改定案)
学校給食費	245 (± 0)	295 (+50)	305 (+10)

(2) 中学校 (円)

令和	5年度	6年度	7年度(改定案)
学校給食費	285 (± 0)	340 (+55)	350 (+10)

3 改定時期

令和7年4月1日

報告 8 下街道歴史ひろば（仮称）の基本設計について

○ 下街道歴史ひろば（仮称）の基本設計について

1 基本的な考え方

次の基本的な考え方にもとづき、整備します。

(1) 下街道の歴史を伝えるひろば

春日井の経済や文化の発展に重要な役割を果たした下街道に関する歴史を後世にしっかりと伝え、市民が郷土史や文化財に対する愛着や誇りを深めることができる施設にします。

(2) 地域の活性化につながるひろば

地域住民が集い交流し、にぎわいが生まれるとともに、市内外から多くの方が訪れ、地域の活性化に寄与する施設にします。

2 整備場所

鳥居松町7丁目5番地の一部、6番地2

3 整備面積

618m²

4 整備内容

ひろばは、地域住民によって大切に受け継がれてきた道標や句碑などの石造物と調和するように、和風庭園（石庭）をイメージしたものとします。

また、歴史的な偉人や文化人の足跡を紹介する「郷土館や明治天皇巡幸に関するエリア」と、春日井市の発展に寄与した街道の歴史的役割を紹介する「下街道や街道に関するエリア」を設け、これらに対角に配置することで、回遊型の動線を生み出します。

具体的な整備内容は、次のとおりです。

(1) 下街道の歴史や明治天皇の巡幸についての説明看板の設置

来訪者に歴史を伝える説明看板を、それぞれのエリアに設置します。また、看板には、さらに詳細な情報を得ることができるように、VR（仮想現実）を活用した情報にリンクするQRコードを掲示します。

(2) 現在の郷土館にある石碑や道標などの展示

「郷土館や明治天皇巡幸に関するエリア」には、鳥居松にゆかりのある横井也有の句碑や明治天皇巡幸に関する標柱などを展示するとともに、「下街道や街道に関するエリア」には、鳥居松町や勝川町に存在した道標などを展示します。

(3) 多目的に利用可能なオープンスペースの整備

地域住民の日常的な活動やイベントの開催などの多目的な利用を想定し、ひろば中心部には、人々が集い、交流することができる広いスペースを設けます。

(4) 駐車場や休憩用ベンチ、トイレの整備

駐車場（2台分）、駐輪場、休憩用ベンチを備えた東屋、トイレを整備します。駐車場の1台は思いやり駐車場とし、トイレは多目的利用もできるものにします。

5 整備スケジュール（予定）

令和	整備内容
7年度	実施設計
8年度	郷土館の解体、ひろばの整備、竣工

下街道歴史ひろば（仮称）基本設計図（案）

郷土館や明治天皇巡幸に関するエリア



横井也有 句碑

明治天皇巡幸等の郷土館にまつわる歴史的エピソードや飯田重三や横井也有ら「鳥居松」に所縁の歴史的偉人や文化人の足跡を紹介します。

夜と昼乃
目は色かへて
鳥居松

也有



安藤直太郎選書 下街道由緒



明治天皇后原新田御小休所 史跡標柱

明治天皇巡幸に関する歴史的資料

説明看板による表示又はQRコード読込による情報配信



明治天皇御座の間



昭和十三年文部省史跡指定注意書



慶応四年棟札



「石庭」の整備イメージ 参考例 道風公園



下街道や街道に関するエリア

既存の道標を展示し、下街道をはじめとする「街道」が春日井市の経済・文化の発展に寄与した歴史的役割を紹介します。



道標（勝川町）

「右ハ江戸せんこ引みち左ハ小まきみち」



道標（神屋町）

「右 山道 左 大山小牧道」



（のん）吐塚の跡（田楽町）



道標（鳥居松町）

「セト水の道」



道標（勝川町）

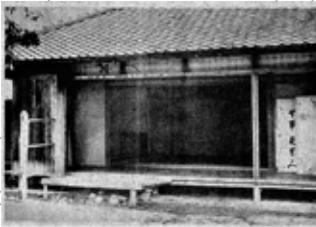
「勝川町道路元標」



道標（不明）

郷土館の変遷を物語る歴史的資料

説明看板による表示又はQRコード読込による情報配信



大正8年頃外観



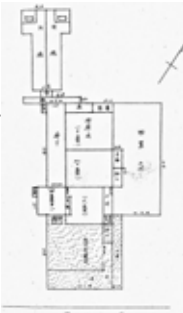
大垣共立銀行外観



春日井市立郷土館



大正8年頃間取図



昭和10年頃間取図



郷土館配置図